

笠間市情報化基本計画

平成 20 年 3 月

笠 間 市

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 情報化における社会的背景	3
4. 国及び県の取り組み	5
5. 笠間市の取り組み	9
第2章 基本理念及び基本目標の設定	10
1. 基本理念	11
2. 基本目標	11
3. 計画期間	11
第3章 基本目標への取り組み	12
1. 基本方針	13
2. 具体的方策	17
(1) 市民サービス・行政手続の効率化	17
① 行政サービスの充実	
② 情報提供の充実	
(2) 行政事務の効率化・高度化	21
業務システム導入・見直しによる効率化	
(3) 情報化の推進	23
① 市民参加の仕組みとしての情報ネットワークの活用	
② 情報セキュリティ意識啓発の推進	

(4) 電子自治体の実現	24
① 情報通信基盤の整備	
② 情報システムの整備	
③ 推進体制の整備	
(5) 情報通信格差の解消	26
① 市民や企業の情報リテラシーの向上	
② 光ファイバー網などの整備促進	

資料	28
1. 用語解説	29

第1章

基本計画の策定にあたって

1. 計画の位置づけ

笠間市情報化基本計画は、笠間市総合計画基本計画で示された、高度情報化に対応したまちづくりや電子自治体を実現するための基本的な考えを示すものです。

2. 計画策定の趣旨

本市は、平成18年3月の合併により誕生した新しいまちという性格から、新しいコミュニケーションが生まれるためのきっかけづくりや、より多くの市民がふれあうための機会の創出が求められています。

また、社会全体を取り巻く環境の変化から、地方分権に対応したまちづくり、少子高齢化社会への対応、快適な生活環境の整備、循環型社会の構築など、新しい課題への対応が求められています。

一方、IT^{*}は「高速」に「大量」の情報を処理することができ、かつ、「検索性」や「加工性」が優れているという長所を持ち合わせています。さらに今日では、ユビキタスネット社会^{*}に向けて、時間や距離の制約を乗り越え、迅速かつ円滑なコミュニケーションを可能にするという点でもその重要性が増しています。これまで、どちらかというと、技術的側面で注目されてきたITは、人と人とのつながりを実感することのできる、豊かで多様なコミュニケーション実現の基盤となるICT^{*}へとその概念を進化させています。このICTを積極的に活用することで、日常生活や経済活動に役立つことが期待されています。

そこで、本計画は、近年の情報化の状況や本市の将来像である「文化交流都市」の実現を担うものとして、より一層の行政サービスの高度化、効率化、地域の活性化を目指すための新たな情報化の指針として策定するものです。

IT：情報通信技術。IT(Information Technology)

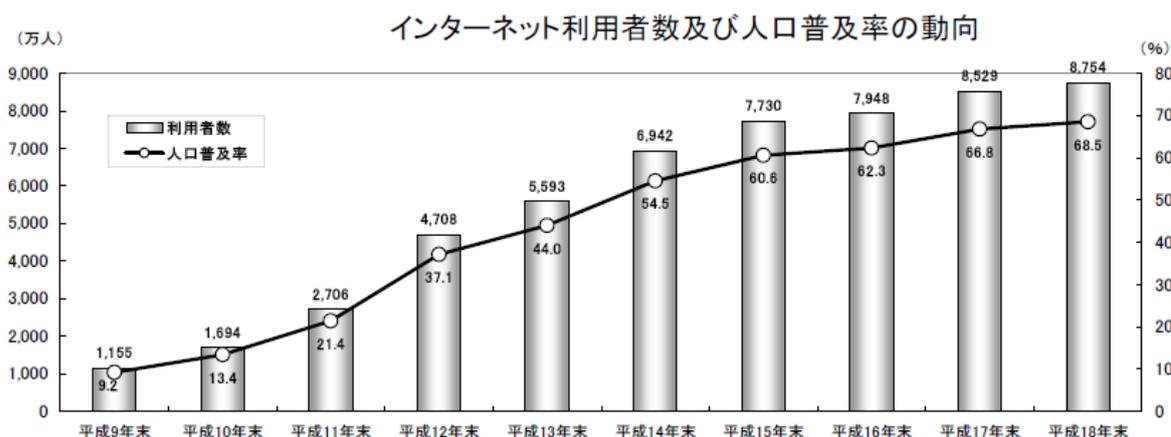
ユビキタスネット社会：ユビキタスとは「どこにでも存在する」ことを意味しており、いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報通信技術を利用できる環境のこと。

ICT：情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT(Information and Communication Technology)

3. 情報化における社会的背景

近年のICTの飛躍的な発展は、社会経済のあらゆる分野において大きな影響を及ぼしており、特にインターネットの急激な普及に代表されるデジタル・ネットワーク化が進行し、日常生活の中でも急速な情報化が進展しています。

高速な情報通信ネットワークが普及し、電子商取引、情報利用、娯楽、情報発信、コミュニケーションなど、日常生活の様々な場面でインターネットが活用され、平成18年末におけるインターネット利用者数は全国で約8,754万人、人口普及率は68.5%と推計されています。高度な情報通信基盤や情報通信機器が急速に普及しているなかで、情報通信基盤が提供されていない地区や、技術・知識を持つ人と持たない人の間に情報格差が生じてきています。



- (注)① インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で過去1年間にインターネットを利用したことのある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かを問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
- ② 人口普及率(推計値)は、本調査で推計した6歳以上のインターネット利用人口8,754万人を平成18年10月の全人口推計値1億2,780万人(国立社会保障・人口問題研究所『わが国の将来人口推計(中位推計)』で除したもの)。
- ③ 平成9～12年末までの数値は「通信白書」から抜粋。平成13～18年末の数値は通信利用動向調査における推計値。
- ④ 調査対象年齢については、平成11年調査までは15歳～69歳であったが、その後の高齢者及び小中学生の利用増加を踏まえ、平成12年調査は15歳～79歳、平成13年調査以降は6歳以上に拡大したため、これらの調査結果相互間では厳密な比較はできない。

(総務省「平成18年度通信利用動向調査報告書」より)

インターネットの使用機器を見ると、平成18年末における携帯端末からのインターネット利用人口は、全国で7,086万人と推計されています。インターネットを利用している約8割の人が携帯端末から利用しており、携帯端末からの利用者の増加がインターネット利用者の増加の要因となっていることがうかがえます。

機器別インターネットの利用人口

単位：％、万人

	平成13年末		平成14年末		平成15年末		平成16年末		平成17年末		平成18年末	
	人数	構成										
PCのみ	2,953	52.8	3,884	56.0	3,106	40.2	2,106	26.5	1,585	18.6	1,627	18.6
携帯のみ	657	11.7	1,061	15.3	1,453	18.8	1,511	19.0	1,921	22.5	688	7.9
ゲーム・テレビ等のみ	26	0.5	135	1.9	82	1.1	4	0.1	1	0.0	3	0.0
PCと携帯	1,676	30.0	1,633	23.5	2,834	36.7	4,204	52.9	4,862	57.0	6,099	69.7
携帯とゲーム・テレビ等	21	0.4	24	0.3	33	0.4	17	0.2	7	0.1	6	0.1
PCとゲーム・テレビ等	110	2.0	129	1.9	60	0.8	14	0.2	20	0.2	36	0.4
PCと携帯とゲーム・テレビ等	151	2.7	76	1.1	164	2.1	92	1.2	133	1.6	292	3.3
再掲 PC	4,890	87.4	5,722	82.4	6,164	79.7	6,416	80.7	6,601	77.4	8,055	92.0
携帯	2,504	44.8	2,794	40.2	4,484	58.0	5,825	73.3	6,923	81.2	7,086	80.9
ゲーム・テレビ等	307	5.5	364	5.2	339	4.4	127	1.6	163	1.9	336	3.8
計	5,593	100.0	6,942	100.0	7,730	100.0	7,948	100.0	8,529	100.0	8,754	100.0

(注)1 「PC」はパソコンの略。

2 「携帯」は携帯電話・PHS及び携帯情報端末の略。ただし、携帯情報端末は平成13年以前は「ゲーム・テレビ等」に含む。

3 平成13年～18年：インターネット利用者数(本調査推計)×端末別利用率(本調査推計)。

4 平成14年～17年の端末構成割合は当年の人口構成割合で、18年の端末構成割合は当年のインターネット利用者数(本調査推計)の構成割合で比重調整している。

5 再掲の合計は100ではない(複数に該当する者がいる)。

6 四捨五入のため、内訳の和は計に必ずしも一致しない。

(総務省「平成18年度通信利用動向調査報告書」より)

以上のことから、ICTによる情報化を積極的に活用し、市民生活をはじめ地域の社会経済活動や行政分野の情報化を推進し、市民や地域がICTの恩恵を受けられるよう、環境の整備を進めていくことにより、地域活性化、市民生活・行政サービスの向上が期待されています。

4. 国及び県の取り組み

(1) 国の取り組み

平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が成立し、これに基づき、IT戦略本部[※]で「e-Japan戦略[※]」をはじめとしたIT戦略を策定し、国民の利便性・サービス向上のための取り組み、ITを活用した業務改革を行うための取り組み、電子政府の推進体制の整備・充実等について、重点政策課題として推進してきました。

これらのIT戦略による成果を踏まえつつ、平成18年1月には、IT戦略本部において平成22年度までにITによる改革を完成するとした「IT新改革戦略[※]」が策定され、ITの構造改革を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられました。

平成19年4月には、「IT新改革戦略」に掲げた目標達成のための取り組みを加速させることを目的として、今後のIT政策に関する基本的な方向性を取りまとめた、「IT新改革戦略政策パッケージ[※]」が策定されました。

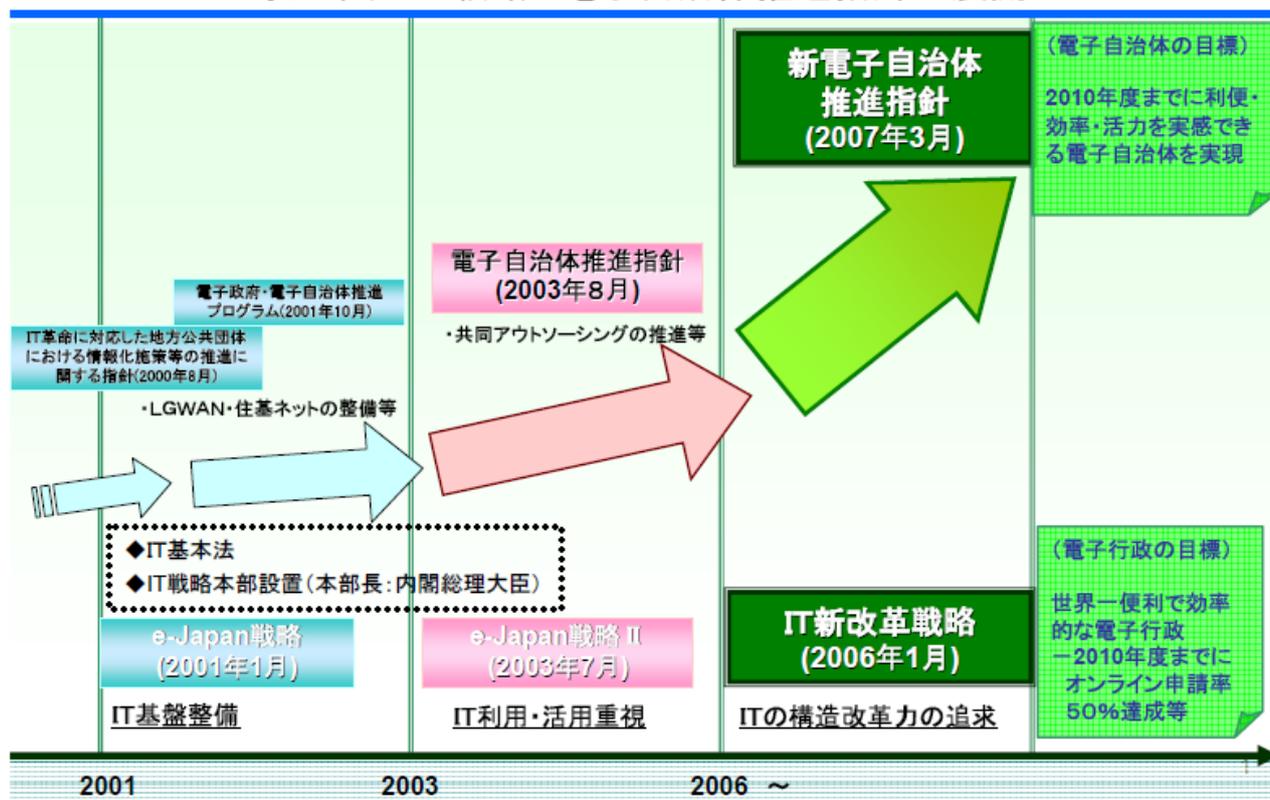
IT 戦略本部：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」平成12年11月29日成立）に基づき、平成13年1月6日、内閣に設置された。

e-Japan 戦略：内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部が、平成13年1月22日に我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し策定したIT国家戦略。

IT 新改革戦略：平成18年1月19日に、IT戦略本部において策定された新たな国家戦略。世界に先駆けて平成22年度にはITによる改革を完成し、我が国が、持続的発展が可能な、自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌することを宣言している。

IT 新改革戦略政策パッケージ：平成19年4月5日に、「IT新改革戦略」に掲げられた目標達成のための取り組みを加速させることを目的にIT戦略本部において策定された。「効率性・生産性向上と新価値の創出」、「健全で安心できる社会の実現」、「創造的発展基盤の整備」を目標に掲げている。

我が国のIT戦略と電子自治体推進指針の展開



(総務省「新電子自治体推進指針の策定について」より)

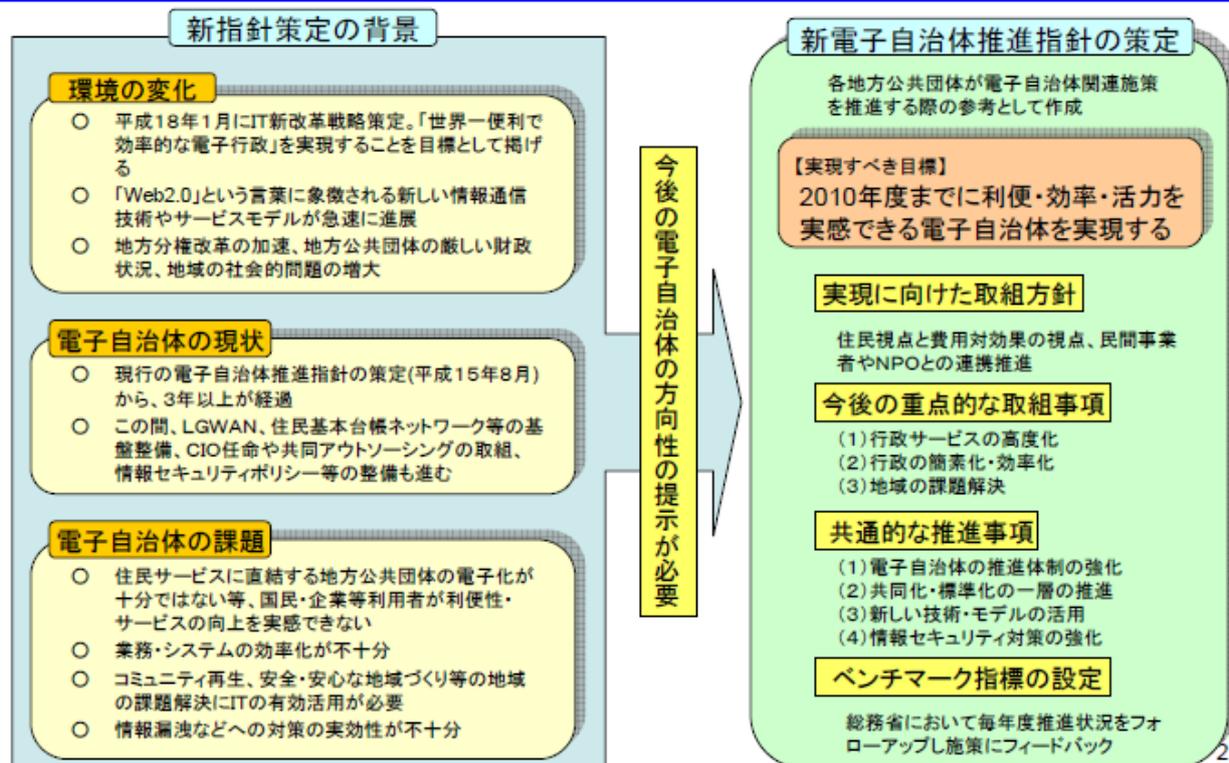
総務省においては、平成16年12月に情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化したICT戦略として、平成22年までに「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」という、次世代のユビキタスネット社会を実現するための「u-Japan政策^{*}」が策定され、平成18年9月には、重点的な取り組みを行う分野を定めるための「u-Japan推進計画2006^{*}」が策定されました。

地方自治体の電子化においても、総務省より平成15年8月に「電子自治体推進指針」が出され、同指針に沿って電子自治体の推進に取り組むこととされました。平成19年3月には、「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現する」を目標とした「新電子自治体推進指針」が出され、住民視点と費用対効果の視点に立って、目標実現に向け、各種施策に取り組むことが示されました。

u-Japan 政策：これまでの「e-Japan 戦略」などでは IT による改革だったのに対し、本政策では ICT による改革としてユビキタスネット社会の実現を打ち出している。

u-Japan 推進計画 2006：「u-Japan 政策」を推進するため、各年度の実施計画を策定している。

新電子自治体推進指針の概要



(総務省「新電子自治体推進指針の策定について」より)

(2) 県の取り組み

茨城県においては、平成13年12月にIT施策の基本的方向性を示す「茨城県IT戦略推進指針^{*}」を策定し、県内のIT戦略の基本インフラであり高速・大容量の情報通信基盤である「いばらきブロードバンドネットワーク^{*}」が整備され、「いばらきスポーツ施設予約システム」、「いばらき電子申請・届出サービス」、「教育情報ネットワーク」、「生涯学習情報提供システム」及び「図書館情報ネットワーク」など、県民生活の向上につながる行政サービスが展開されています。

平成18年2月には、「県民一人一人がうれしいと実感できる情報交流社会の実現」を目標とした、「茨城県IT戦略推進指針」を平成22年度までの5ヵ年計画で策定し、この目標達成の施策展開として、「ハード整備からその利活用へ」、「県行政の視点から市町村行政、県民の視点へ」を掲げています。これを受けて、平成18年3月にIT推進本部におい

^{*}茨城県 IT 戦略推進指針：茨城県 IT 戦略会議から知事に提出された「茨城県の IT 施策に関する提言書」を受け、今後の IT 施策の基本的方向性を示した。

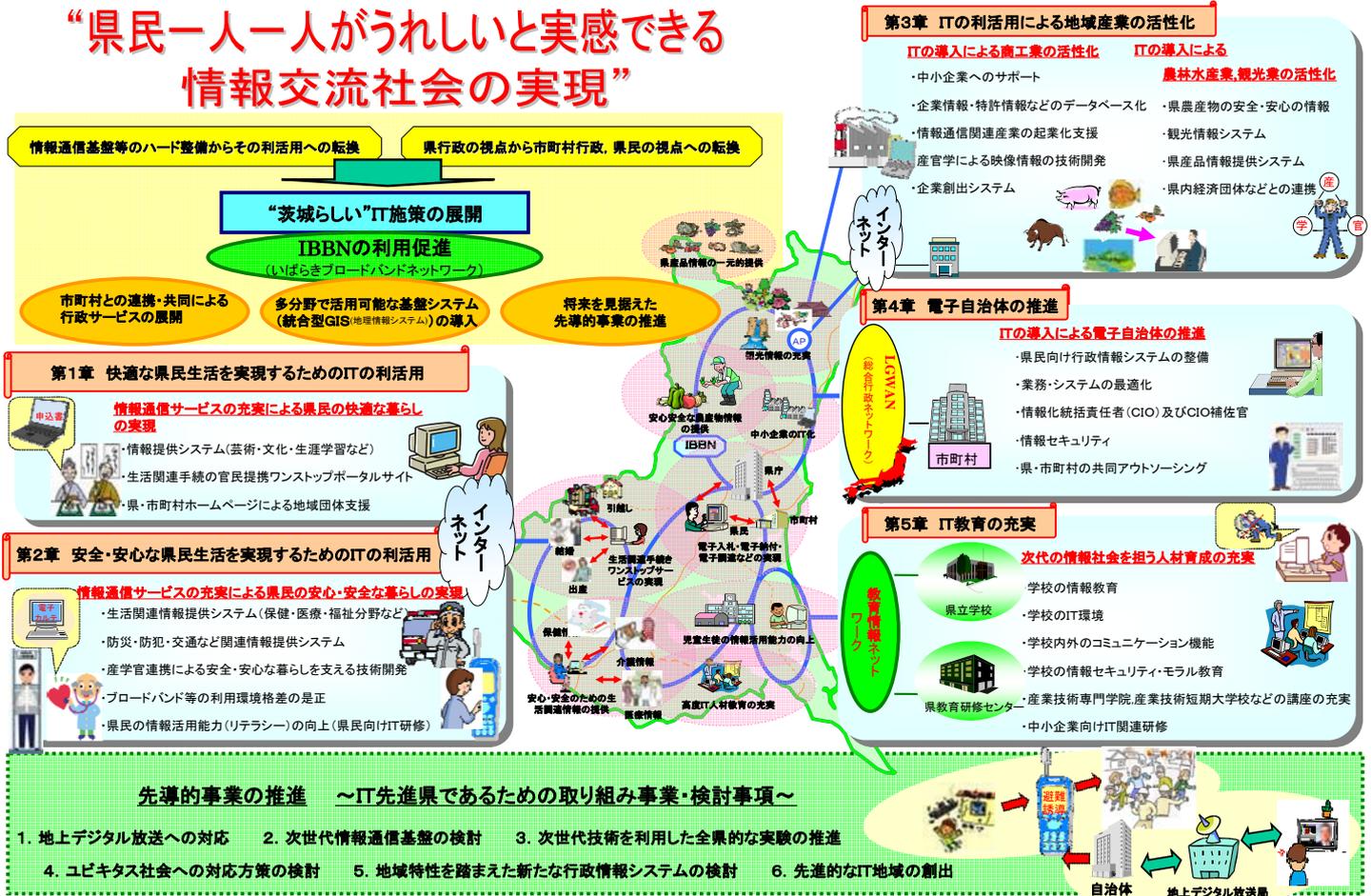
いばらきブロードバンドネットワーク：茨城県及び県内全市町村が、高速・大容量の光ファイバー網の共同整備を行い、平成 15 年 4 月から運用開始した。

て具体的な施策内容、今後のスケジュール、数値目標等を定めた「茨城県IT戦略推進アクションプラン」が策定されました。

茨城県IT戦略推進指針 概念図

<目標>

“県民一人一人がうれしいと実感できる
情報交流社会の実現”



(茨城県「茨城県IT戦略推進指針」より)

5. 笠間市の取り組み

本市では、合併前より旧3市町で、それぞれネットワークの高度利用に合わせ、情報機器の積極的な導入や事務処理の効率化を全庁的に推進し、庁内の情報共有化や市民サービスの迅速化に努めてきました。

さらに、学校、公民館を含む公共施設を光ファイバー網で接続し、職員一人一台パソコン環境の整備をするとともに、住民基本台帳ネットワーク^{*}の構築、総合行政ネットワーク^{*}への接続、公的個人認証サービス^{*}など、電子自治体構築のための基盤整備を行いました。

また、合併時には、旧3市町で運用していた基幹系・情報系システムの効率的な統合・構築を図り、運用しています。

市民サービスでは、茨城県及び県内市町村との共同アウトソーシング^{*}事業として、「いばらきスポーツ施設予約システム」や「いばらき電子申請・届出システム」が構築され運用されています。そのほかにも本市のホームページから、各種申請・届出用紙のダウンロードをはじめ、さまざまな行政情報などが入手できるようになっています。

また、情報政策全般を統括する最高情報統括責任者^{*}を中心として、情報セキュリティ^{*}を確保した電子自治体の推進など、積極的に取り組んでいます。

住民基本台帳ネットワーク：居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。

総合行政ネットワーク：地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。LGWAN（Local Government Wide Area Network）

公的個人認証サービス：行政手続のオンライン化に必要な、ネット社会の課題（なりすまし、改ざん、送信否認など）を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもの。

共同アウトソーシング：複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。

最高情報統括責任者：当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。本市においては副市長を任命している。CIO(Chief Information Officer)

情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

第2章

基本理念及び基本目標の設定

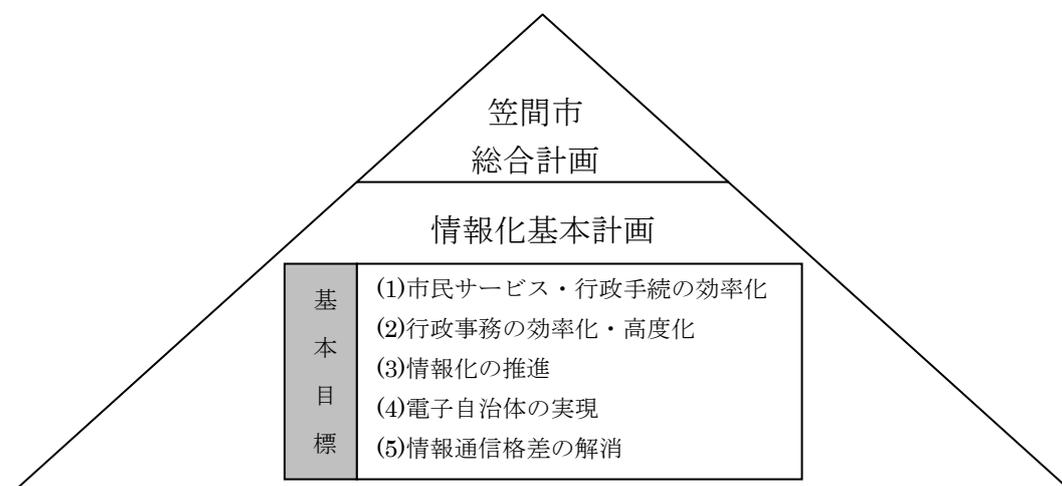
1. 基本理念

情報化推進の最大のねらいは、大きく分けて「市民サービスの向上」と「行政事務の効率化」です。市政の幅広い分野に ICT を活用することにより、迅速で質の高い行政サービスを推進するとともに、生活の利便性や安全性の向上を図っていきます。

また、ICT を活用した利便性の高い社会づくりを図るため、市民・企業等への情報化、セキュリティ対策の促進、情報通信格差の解消の促進に努めます。

2. 基本目標

笠間市総合計画では、目指すべき将来像とその実現のための施策の大綱を定めており、市民と行政によるまちづくりの全般的な指針を示しています。これを受けて策定した基本計画では、5ヵ年計画で施策の大綱に基づいた部門別の主要な施策を定めており、この中で情報化施策の柱として、次の5つを示しています。この5つの施策を基本目標に掲げ、高度情報化の推進に取り組みます。



3. 計画期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5ヵ年間とします。

情報化の進展の速度は極めて速く、社会情勢の変化なども想定されるため、施策の推進にあたっては、常にフォローアップなどを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章

基本目標への取り組み

1. 基本方針

(1) 市民サービス・行政手続の効率化

基本方針	①行政サービスの充実
目的	各種行政サービスや行政手続の電子化を推進し、情報化による利便性の向上と効率化を図ります。
具体的方策	ア) 電子申請・届出システムの充実 イ) 公共施設等の情報提供、電子予約の充実 ウ) 住民基本台帳カード*の普及と多目的活用 エ) 公共施設への情報端末の設置 オ) 市税等の電子納付化* カ) コールセンター*の設置

基本方針	② 情報提供の充実
目的	情報提供の充実により、「いつでも、どこでも」知りたい情報を入手できるよう、市民サービスの向上を図ります。
具体的方策	ア) ホームページの充実 イ) 観光、地場産業情報の充実 ウ) 企業誘致推進情報の充実 エ) 商店街活性化推進情報の充実 オ) 防災・土砂災害・河川監視情報の充実 カ) 学校防犯、不審者の情報提供 キ) 保健・医療・福祉サービス情報の充実

住民基本台帳カード：その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカード。

電子納付：オンラインバンキング（インターネットバンキングやモバイルバンキング）やクレジットカードを利用し、手数料等の納付を行うこと。

コールセンター：電話による市民からの業務に関する様々な問い合わせに、一元的に対応するために設けられたセンター。

(2) 行政事務の効率化・高度化

基本方針	業務システム導入・見直しによる効率化
目的	既存システムの見直しを行うとともに、新たな業務システムの導入や他市町村とのシステムの共同開発を推進し、総合的な事務の効率化・高度化を図ります。
具体的方策	ア) 情報化による業務・システムの見直し イ) 共同アウトソーシングの推進 ウ) システム化による行政事務の効率化 エ) 統合型 GIS システムの導入

(3) 情報化の推進

基本方針	① 市民参加の仕組みとしての情報ネットワークの活用
目的	市民・NPO・ボランティア団体など、地域社会との協働推進のために、まちづくり情報やNPO活動などの情報提供を図ります。
具体的方策	ア) 地域ポータルサイト*の支援 イ) NPO, ボランティア団体活動等との連携・活動情報の提供 ウ) ボランティア講師の育成

基本方針	② 情報セキュリティ意識啓発の推進
目的	個人情報漏洩の防止対策など、情報セキュリティ管理の充実・強化を図ります。
具体的方策	ア) 個人情報保護対策 イ) 情報セキュリティ対策

地域ポータルサイト：地域ポータルサイトは、地域（自治体）の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うサイトのことである。

(4) 電子自治体の実現

基本方針	① 情報通信基盤の整備
目的	既存の情報通信基盤の利活用や次世代ネットワークへの対応を検討し、より高い情報通信基盤の整備を図ります。
具体的方策	ア) 情報通信基盤の整備活用

基本方針	② 情報システムの整備
目的	既存の情報システムの見直しを行い、堅固なシステムによるセキュリティの確保や全庁的な情報機器導入の効率化を図ります。
具体的方策	ア) システムの見直し イ) システム・機器調達の効率化

基本方針	③ 推進体制の整備
目的	電子自治体の推進を図るため、全庁的な推進体制を確立するとともに、全職員の情報リテラシー [*] の向上とITリーダーの育成を図ります。
具体的方策	ア) 電子自治体の推進 イ) 職員の情報リテラシーの向上 ウ) ITリーダーの育成

^{*}情報リテラシー：コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

(5) 情報通信格差の解消

基本方針	① 市民や企業の情報リテラシーの向上
目的	市民や企業の情報リテラシーの向上を目指し、市民の誰もがICTを活用できるように支援します。
具体的方策	ア) 市民や企業の情報リテラシーの向上等の支援

基本方針	②光ファイバー網などの整備促進
目的	情報通信の地域格差を是正するため、ブロードバンド*のエリア拡大や携帯端末などの不感地帯の解消に向け、通信事業者などと連携しながら整備促進を図ります。
具体的方策	ア) 情報通信条件整備の促進

*ブロードバンド：光ファイバー、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。

2. 具体的方策

(1) 市民サービス・行政手続の効率化

①行政サービスの充実

ア) 電子申請・届出システムの充実

本市の電子申請・届出については、茨城県及び県内の全市町村が参加している「いばらき電子申請・届出システム」で利用できます。これは、利用者の公的認証となる住民基本台帳カードとICカードリーダーを使用することにより、住民票の写しの交付請求をはじめ、27種の申請・届出をインターネットから申し込むことができるサービスであり平成16年5月から実施しています。このほか、本市のホームページから申請・届出用紙のダウンロードができるようになっており、これらの更なる利便性向上のためにも、携帯端末からの利用や電気・電話などの民間事業者と連携したワンストップサービス^{*}の構築、手数料の電子納付を検討し、オンライン手続きの充実と利用拡大に努めます。

イ) 公共施設等の情報提供、電子予約の充実

本市のスポーツ施設や文化施設については、茨城県及び県内の36市町が参加している「いばらきスポーツ施設予約システム」で、施設の空き状況検索や一部施設の予約サービスを、平成15年10月から実施しています。

また、市内に3箇所ある図書館の利便性を高めるため、ホームページで蔵書資料の検索、予約等ができるサービスを実施しています。今後とも、システムの見直しやホームページでの情報提供の充実を図り、利用拡大に努めます。

ウ) 住民基本台帳カードの普及と多目的活用

住民票の写しの広域交付や電子証明書の受け取りに利用できる住民基本台帳カードの交付を、平成15年8月から実施しています。

^{*}ワンストップサービス：一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。

本市では、このカードの独自利用領域を使って、「いばらき電子申請・届出システム」での本人確認の公的認証として活用しています。今後は、このカードの普及と住民サービスの向上を目指し、住民票の写し・印鑑登録証明書などが手軽に入手できる自動交付機などの設置を検討するとともに、独自利用領域を使った多目的な活用に取り組みます。

エ) 公共施設への情報端末の設置

旧笠間市、旧岩間町では、平成16年4月からスポーツ施設や文化施設にテレビ相談機能つきKIOSK端末^{*}を設置しており、この端末を利用して、問い合わせやインターネットに接続し情報を得ることができるようになっています。今後は、他の施設への再配置も検討し、利用拡大を図ります。

また、地上波テレビ放送は平成23年7月までに、これまでのアナログ放送から地上デジタル放送^{*}に切り替わるため、これに対応した公共施設の整備を進めます。

オ) 市税等の電子納付化

市税や手数料・使用料の納付については、市が指定する金融機関において納付書による現金支払いや口座振替により行っています。今後は、クレジットカード決済やインターネットバンキング^{*}などの電子マネー^{*}の利用等さまざまな手段によるマルチペイメント^{*}ができるよう取り組みます。

KIOSK 端末：利用者が端末内蔵カメラを利用して、KIOSK 端末から役所・各施設等の相談窓口へ Face to Face で相談を行えるほか、簡単な操作で、手軽にインターネットから情報を扱える公共端末のこと。

地上デジタル放送：地上波テレビ放送をデジタル化したもの。従来のアナログ方式と比べて、全国どこの地域でもより高品質な映像と音声を受信することができる。平成23年7月24日に地上アナログテレビ放送を終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行する予定。

インターネットバンキング：パソコンからインターネットを利用した金融機関の取引サービスのことで、預金の残高照会、入金照会、口座振り込み、振り替えなどに対応している。また、同じようなサービスで、携帯電話からインターネットを利用したモバイルバンキングもある。

電子マネー：現金を使わずに買い物をしたり、インターネットを利用した電子商取引の決済手段として使われる。

マルチペイメント：ATMやパソコン、携帯電話などから、公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料、インターネットショッピングの購入代金などの各種の料金や税金の支払いなどを行なえ、そのデータは収納企業や金融機関へ即座に反映される。

カ) コールセンターの設置

電話や電子メール、ファックスによる市への問い合わせをデータベース化し、一般的な各課業務の問い合わせ・相談等について一元的に対応することができる、ワンストップサービスの実現やパソコン・携帯端末を利用できない市民への情報格差対策として、コールセンターの設置について検討し、利便性の向上を図ります。

また、問い合わせ・相談等の内容や回答をホームページ等に掲載するなどの充実を図ります。

②情報提供の充実

ア) ホームページの充実

インターネットから本市のホームページにアクセスすることにより、知りたい行政情報などが「いつでも、どこでも」入手できるようになっています。今後とも、行政情報の提供・公開による行政運営の透明性の向上や携帯端末用サイトの充実などを積極的に進めるとともに、誰もが使いやすく見やすいように、アクセシビリティ[※]の向上やwebサービス技術、SNS[※]等、新たな技術やサービスを積極的に取り入れ、ホームページの改善に努めます。

また、ホームページを利用したパブリックコメント[※]についても、幅広く市民の意見を反映する視点から、誰もが容易に参画できる環境づくりを進め、利用拡大に努めます。

イ) 観光、地場産業情報の充実

市内の観光、イベント、地場産業については、本市のホームページで情報提供を行っており、アクセス数も上位を占めています。今後とも、市内の観光関係機関と連携

アクセシビリティ：情報やサービス、ソフトウェア等が広範な人に利用可能であること。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、利用しやすいことを意味する。

SNS：SNS とは、人と人とのつながりを促進・サポートする目的で、インターネット上に構築・運用するコミュニティ型サービスである。SNS (Social Networking Service)

パブリックコメント：行政機関が実施しようとする政策について、国民・住民から意見を募り、意思決定に反映させるための制度。

した情報提供に努めるとともに、ホームページの情報提供の充実や最新情報の発信に努めます。

ウ) 企業誘致推進情報の充実

常磐自動車道友部 SA スマートインターチェンジの設置や北関東自動車道などの広域交通基盤の整備が進められており、常陸那珂港や茨城空港の開港により、さらに高まる交通の利便性を生かした産業拠点である「茨城中央工業団地（笠間地区）」をはじめ、市内への優良企業の誘致を推進するために、本市のホームページを活用した積極的な情報提供を図ります。

エ) 商店街活性化推進情報の充実

本市ではこれまで、商業者との協力体制の構築を図りながら、まちづくりと一体となった商店街の活性化に取り組んできました。今後は、商店街のホームページ構築の技術的支援や既存の商店街のホームページ紹介など、本市のホームページを活用した積極的な情報提供を図ります。

オ) 防災・土砂災害・河川監視情報の充実

インターネットから本市のホームページにアクセスすることによって、災害情報や避難場所の情報、防災の手引きなどの情報を入手できるようになっています。今後とも、最新情報の迅速な発信に努めるとともに、統合型GIS^{*}との連携などを検討しながら、一層充実した情報提供により市民の安全確保に努めます。

カ) 学校防犯、不審者の情報提供

茨城県警察や茨城県教育委員会のホームページなどで安全マップや不審者情報などが提供されており、これらの関係機関と連携した情報提供を図るとともに、本市に

^{*}統合型 GIS：地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。GIS (Geographic Information System)

においても、地域安心安全情報共有システム[※]等の導入により、不審者情報などの迅速な情報提供を図ります。

キ) 保健・医療・福祉サービス情報の充実

インターネットから本市のホームページにアクセスすることにより、予防接種・各種検診などの保健情報や休日救急当番医などの医療情報、介護・高齢者・障害者・子育てなどの情報が入手できるようになっております。また、社会福祉協議会を中心に各種ボランティアの協力のもと、さまざまな福祉サービスを展開しています。今後は、各種サービスの情報提供の充実やボランティア活動の拡充のためにも、本市のホームページを活用した積極的な情報提供を図ります。

(2) 行政事務の効率化・高度化

業務システム導入・見直しによる効率化

ア) 情報化による業務・システムの見直し

職員へのパソコン一人一台の整備や情報システムなどの基盤整備は完了しており、今後は、共通業務や窓口業務等の集約、紙・口頭で行っている業務全般の見直しを行い、行政事務の効率化を図ります。

イ) 共同アウトソーシングの推進

本市ではこれまで、茨城県及び県内の市町村と電子申請・届出をはじめとするシステムの共同アウトソーシングを行い、業務の効率化や経費削減を図ってきました。今後とも、積極的にアウトソーシング事業に参加し、業務の標準化やデータ連携、システム連携を実現する技術の標準化（地域情報プラットフォーム[※]）を行い、これに準

地域安心安全情報共有システム：地域住民がインターネットを活用して、地域の防犯・防災情報を共有できるシステム。

地域情報プラットフォーム：公共サービスに関わる情報システムの柔軟な連携や差し替えを実現するためのシステム連携基盤。また、これによって実現する地域社会の情報基盤を指すこともある。特定のシステムを指すものではなく、多様なシステムが連携可能な状態になっていることを指す。

拠したシステムによるフロントオフィス^{*}の共同アウトソーシングを推進するとともに、バックオフィス^{*}についても共同アウトソーシングを検討し、業務の効率化と経費削減に努めます。

ウ) システム化による行政事務の効率化

本市では、業務の効率化や行政サービス向上のために、住民記録システムをはじめ、23のシステムが導入されています。

今後は、文書管理、電子決裁、電子調達^{*}、電子申告、電子投票^{*}及び教育情報NET^{*}などの導入を進め、これらシステムの効率的な運用によるコストの削減や、現在導入されている住民基本台帳ネットワークシステム等のネットワーク利用による添付書類の削減に努め、行政サービスの向上を図ります。

エ) 統合型 GIS システムの導入

本市では、茨城県及び県内全市町村との共同アウトソーシングにより、県域統合型GISの導入を進めています。今後は、各課で作成管理している都市計画図や道路管理台帳などの地図情報をデジタル化し、一括してデータベースとして管理するとともに、本市のホームページを活用した地図情報の公開や事務の効率化を図ります。

フロントオフィス：住民サービス業務（住民票、戸籍、保険、福祉等の窓口業務）

バックオフィス：行政内部の管理業務（財務会計、人事給与、文書管理等）

電子調達：物品等競争入札参加資格申請や、入札見積書の提出などが、インターネット上で行えることで、コストの削減や時間・場所に縛られない取り引きが可能になるとされている。

電子投票：電磁的記録式投票。有権者の利便性を向上し、開票の効率化・迅速化を図るため、平成14年2月に電磁記録投票法が施行され、地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において電磁的記録式投票機を用いて電子投票を導入できるようになった。

教育情報 NET：新学習指導要領に対応し、情報ネットワークを有効に活用した効果的な教材の配信、豊かな表現力を育成しながらの情報発信など、子供たちにとって魅力のある授業となるようにしたもの。

(3) 情報化の推進

①市民参加の仕組みとしての情報ネットワークの活用

ア) 地域ポータルサイトの支援

本市のホームページを活用して、地域ポータルサイトの紹介や情報提供などの支援を図ります。

イ) NPO、ボランティア団体活動等との連携・活動情報の提供

地域活動として、まちづくりやボランティア活動を行っている NPO や団体の活動支援のため、本市のホームページを活用して活動内容の情報や参加方法、情報交流などボランティアを必要とする市民、団体への情報提供を図ります。

ウ) ボランティア講師の育成

ICT に関心がある市民を募集し、ICT 講習会やパソコン教室などのボランティア講師の確保と育成に取り組みます。

②情報セキュリティ意識啓発の推進

ア) 個人情報保護対策

個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いを徹底するとともに、管理体制の整備、全職員を対象とした教育・研修を行い、情報保護に努めます。また、事業者や市民に対し、個人情報保護制度の理解を深めるとともに、周知に努めます。

イ) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに係る脅威、そして、その対策技術は日々変化しており、この対策の基本となる笠間市情報セキュリティポリシー^{*}の評価・見直しを行い、情報セキュリティ対策の継続的な向上に努めます。また、全職員を対象とした教育・研修や情

^{*}情報セキュリティポリシー：組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のことであり、「基本方針」と「対策基準」の総称のこと。

報セキュリティ監査^{*}・点検を実施し、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

さらに、情報セキュリティ事故等に備え、緊急時対応計画の策定を進めます。

(4) 電子自治体の実現

①情報通信基盤の整備

ア) 情報通信基盤の整備活用

庁内や本所・支所・施設間を結ぶネットワーク整備は完了しております。今後は、既存の情報通信基盤の利活用や「いばらきブロードバンドネットワーク」のIPv6^{*}化に向けた整備、新たに導入が予定される行政システムに対応した、超高速かつセキュリティレベルの高い次世代情報通信基盤整備を検討します。

②情報システムの整備

ア) システム構築の見直し

端末からの情報漏洩などに対するセキュリティを確保するため、老朽化した端末の更新にあわせ、低コストで端末自体に記憶媒体をもたないシンクライアント^{*}システムへの切り替えを行います。

また、アプリケーション^{*}についても、低コストのオープンソース^{*}やフリーウェア^{*}の導入について検討し、経費削減を図ります。

情報セキュリティ監査：ネットワーク、情報システム等における情報セキュリティ対策の実施状況について、客観的に専門的見地から評価し、関係者に改善事項等の助言、勧告を行うこと。

IPv6：インターネットプロトコルの次世代版（Version6）となる通信プロトコル（ネットワークを介した通信手順）のこと。

シンクライアント：利用者側の使用するパソコンは HDD や FDD, CD-ROM などを取り除いた最小限のパソコンで、アプリケーションの実行などほとんどの処理をサーバー側で行う。

アプリケーション：ワープロソフトや表計算ソフトなど、コンピュータを使って特定の目的のために設計されたソフトウェア。

オープンソース：ソフトウェアの著作権を保護しながら、インターネットなどでプログラムの元となるテキストデータを公開し、誰でも手を加えられ使用することが可能なソフトウェア。

フリーウェア：無料で使用できるソフトウェアのことで、ソフトウェア自体の変更や再配布などに制限があり、利用条件は作者によって異なる。フリーソフトとも呼ぶ。

イ) システム・機器調達効率化

庁内の情報システムや機器を調達（導入・更新）する際の事務事業の適正化を図るため、茨城県及び県内の市町村が参加して、企画段階から調達・運用段階までの「情報システム構築・運用ガイドライン」の策定をすすめています。今後は、このガイドラインに基づいて、ライフサイクルコスト^{*}の評価手法の導入や契約方式の見直し、ハードウェア・ソフトウェアの分割発注などを進めることにより、適正な競争環境を実現し、品質の確保とシステムや機器調達の効率化を図ります。

また、各部署の IT 調達に対する支援・チェックや複数の自治体での共同調達の検討などを行い、発注能力の向上を図ります。

③推進体制の整備

ア) 電子自治体の推進

本市の情報化推進にあたっては、高度情報化や情報セキュリティポリシー、人材育成などの推進主体として、笠間市情報化推進委員会を設置しており、この委員会を中心として全庁的、計画的に電子自治体の推進に努めます。

イ) 職員の情報リテラシーの向上

職員の情報リテラシーの向上のため、文書作成や表計算などのパソコン研修を計画的に実施し、職員一人一人のスキルアップに努めます。

ウ) IT リーダーの育成

電子自治体の中核を担う人材の育成に向けて、課内のパソコン指導や ICT による行政事務の効率化を図るための研修会に加え、民間企業等が開催する研修会への参加などにより、ICTに関する一定の技術的知識をもった IT リーダーの育成を図ります。

^{*}ライフサイクルコスト：情報システムの開発段階から運用・保守段階に至るまでの費用をトータルでとらえた調達費用のこと。

(5) 情報通信格差の解消

① 市民や企業の情報リテラシーの向上

ア) 市民や企業の情報リテラシーの向上等の支援

市民や企業の情報リテラシー・情報セキュリティの向上を目指すため、ボランティア講師を活用した ICT 講習会を計画的に実施します。

また、パソコンに不慣れな市民へのパソコン講習会の充実や教職員の情報リテラシーの向上を図り、将来の情報化社会の担い手となる子どもたちの更なる情報教育の向上に努め、市民のだれもが ICT を活用できるように推進します。

② 光ファイバー網などの整備促進

ア) 情報通信条件整備の促進

総務省策定の「次世代ブロードバンド戦略 2010^{*}」では、2010 年度までに FTTH^{*}回線の世帯カバー率を 90%に高めること、ADSL^{*}回線などのブロードバンド回線の世帯カバー率を 100%にすることとされております。これを受けて、茨城県、県内の市町村、通信事業者とで整備計画の策定を進めております。今後は、この計画に基づき、早期に光ファイバー網などの整備が図られるよう促進します。

あわせて、携帯電話の利用エリアや地上デジタル放送の受信エリアについても、整備拡大を促進します。

次世代ブロードバンド戦略 2010：平成 22 年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにし、ブロードバンド整備の全国運動を展開するため、平成 18 年 8 月 11 日に総務省が策定した戦略。

FTTH：光ファイバによる家庭向けのデータ通信サービス。FTTH(Fiber To The Home)

ADSL：一般の電話回線を用いた、送信速度と受信速度が異なる非対称の高速デジタル伝送方式のこと。ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)

【ブロードバンド利用可能世帯】

(世帯数：平成18年3月31日)

		平成18年4月1日		平成18年10月16日		平成19年2月15日	
		ADSL	FTTH	ADSL	FTTH	ADSL	FTTH
提供 エリア	世帯数	28,470	4,210	28,470	9,104	28,470	16,239
	率	100.00%	14.79%	100.00%	31.98%	100.00%	57.04%

資料：町丁字別人口統計

※提供エリア内であっても、収容局からの距離や通信設備の状況等により、利用できない場合があります。

資 料

1. 用語解説

索引	用語	解説
あ	アウトソーシング (外部委託)	情報システムの構築や運用を組織内から外部の専門業者に委託すること。
	アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェア等が広範な人に利用可能であること。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、利用しやすいこと。
	アプリケーション	ワープロソフトや表計算ソフトなど、コンピュータを使って特定の目的のために設計されたソフトウェア。
	茨城県IT戦略推進指針	茨城県IT戦略会議から知事に提出された「茨城県のIT施策に関する提言書」を受け、今後のIT施策の基本的方向性を示した。平成18年2月に策定された指針では、「快適な県民生活を実現するためのITの利活用」、「安全安心な県民生活を実現するためのITの利活用」、「ITの利活用による地域産業の活性化」、「電子自治体の推進」、「IT教育の充実」の5つの分野を掲げている。
	いばらきブロードバンドネットワーク	茨城県及び県内全市町村が、高速・大容量の光ファイバー網の共同整備を行い、平成15年4月から運用開始した。
	インターネットバンキング	パソコンからインターネットを利用した金融機関の取引サービスのことで、預金の残高照会、入出金照会、口座振り込み、振り替えなどに対応している。また、同じようなサービスで、携帯電話からインターネットを利用したモバイルバンキングもある。
	オープンソース	ソフトウェアの著作権を保守しながら、インターネットなどでプログラムの元となるテキストデータを公開し、誰でも手を加えられ使用することが可能なソフトウェア。
か	教育情報NET	新学習指導要領に対応し、情報ネットワークを有効に活用した効果的な教材の配信、豊かな表現力を育成しながらの情報発信など、子供たちにとって魅力のある授業となるようにしたもの。
	共同アウトソーシング	複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング [※] ）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。
	公的個人認証サービス	行政手続のオンライン化に必要な、ネット社会の課題（成りすまし、改ざん、送信否認など）を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもの。
	コールセンター	電話による市民からの業務に関する様々な問い合わせに、一元的に対応するために設けられたセンター。的確な対応を行うため、Q&A等対応者を支援するシステムを整備する場合が多い。電話だけでなく、電子メール等による問い合わせにも対応する場合には、「コンタクトセンター」と言うことも多い。
さ	最高情報統括責任者	当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。本市においては副市長を任命している。CIO(Chief Information Officer)
	次世代ブロードバンド戦略2010	平成22年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消等の整備目標、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明ら

		かにし、ブロードバンド整備の全国運動を展開するため、平成18年8月11日に総務省が策定した戦略。
	住民基本台帳カード	その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカード。
	住民基本台帳ネットワーク	居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。
	情報セキュリティ	情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
	情報セキュリティ監査	ネットワーク、情報システム等における情報セキュリティ対策の実施状況について、客観的に専門的見地から評価し、関係者に改善事項等の助言、勧告を行うこと。
	情報セキュリティポリシー	組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のことであり、「基本方針」と「対策基準」の総称のこと。
	情報リテラシー	コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。
	シンクライアント	利用者側の使用するパソコンはHDDやFDD、CD-ROMなどを取り除いた最小限のパソコンで、アプリケーションの実行などほとんどの処理をサーバー側で行う。パソコンの盗難やデータの持ち帰りなどによる個人情報の流出する事件が相次ぎ、パソコン自体にデータを持たない特性が、セキュリティ対策に効果的として注目が集まっている。
	総合行政ネットワーク（LGWAN）	地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。LGWAN（Local Government Wide Area Network）
た	地域安心安全情報共有システム	地域住民がインターネットを活用して、地域の防犯・防災情報を共有できるシステム。
	地域イントラネット基盤施設整備事業	地域の教育・行政・福祉等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速で接続する地域公共ネットワークの整備のための国庫補助事業。旧笠間市、岩間町で平成14、15年度実施した。
	地域情報プラットフォーム	公共サービスに関わる情報システムの柔軟な連携や差し替えを実現するためのシステム連携基盤。また、これによって実現する地域社会の情報基盤を指すこともある。特定のシステムを指すものではなく、多様なシステムが連携可能な状態になっていることを指す。
	地域ポータルサイト	地域ポータルサイトは、地域（自治体）の観光情報やイベント情報、お店の情報などを総合的に取り扱うサイトのことである。
	地上デジタル放送	地上波テレビ放送をデジタル化したもの。従来のアナログ方式と比べて、全国どこの地域でもより高品質な映像と音声を受信することができる。平成23年7月24日に地上アナログテレビ放送を終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行する予定。
	電子調達	物品等競争入札参加資格申請や、入札見積書の提出などが、インターネット上で行えることで、コストの削減や時間・場所に縛られない取り引きが可能になるとされている。
	電子投票	電磁的記録式投票。有権者の利便性を向上し、開票の効率化・迅速化を図るため、平成14年2月に電磁記録投票法が施行され、地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方

		公共団体の議会の議員及び長の選挙において電磁的記録式投票機を用いて電子投票を導入できるようになった。
	電子納付	オンラインバンキング（インターネットバンキングやモバイルバンキング）やクレジットカードを利用し、手数料等の納付を行うこと。電子納付を利用することで、納付者が金融機関の窓口にはばなくても自宅や会社からでも納付を行うことが可能となる。
	電子マネー	クレジットカードや現金を使わずに買い物をしたり、インターネットを利用した電子商取引の決済手段として使われる。インターネット上で使えるプリペイド式のBitCashやウェブマネー、JR東日本のSuica、携帯電話をレジに備え付けの機器にかざすだけで商品の支払いができる「おサイフケータイ」などがこれにあたる。
	統合型 GIS	地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。GIS (Geographic Information System)
は	バックオフィス	行政内部の管理業務（財務会計、人事給与、文書管理等）
	パブリックコメント	行政機関が実施しようとする政策について、国民・住民から意見を募り、意思決定に反映させるための制度。
	フリーウェア	無料で使用できるソフトウェアのことで、ソフトウェア自体の変更や再配布などに制限があり、利用条件は作者によって異なる。フリーソフトとも呼ぶ。
	フロントオフィス	住民サービス業務（住民票、戸籍、保険、福祉等の窓口業務）
	ブロードバンド	光ファイバー、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。
ま	マルチペイメント	ATMやパソコン、携帯電話などから、公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料、インターネットショッピングの購入代金などの各種の料金や税金の支払いなどを行なえ、そのデータは収納企業や金融機関へ即座に反映される。
や	ユビキタスネット社会	ユビキタスとは「どこにでも存在する」ことを意味しており、いつでも、どこでも、何でも、誰でも情報通信技術を利用できる環境のこと。例えば、ICタグを使った商品管理や、JR東日本のSuica、携帯電話をレジに備え付けの機器にかざすだけで商品の支払いができる「おサイフケータイ」などの技術がこれにあたる。
ら	ライフサイクルコスト	情報システムの開発段階から運用・保守段階に至るまでの費用をトータルでとらえた調達費用のこと。
わ	ワンストップサービス	一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。
英	ADSL	一般の電話回線を用いた、送信速度と受信速度が異なる非対称の高速デジタル伝送方式のこと。ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)
	e-Japan 戦略	内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部が、平成13年1月22日に我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し策定したIT国家戦略。同戦略の利用環境整備目標が達成されたこと等を踏まえ、平成15年7月2日にはIT利活用の推進を図るe-Japan戦略Ⅱが同本部において策定された。

FTTH	光ファイバによる家庭向けのデータ通信サービス。FTTH(Fiber To The Home)
IT	情報通信技術。IT(Information Technology)
ICT	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT(Information and Communication Technology)
IPv6	インターネットプロトコルの次世代版 (Version6) となる通信プロトコル (ネットワークを介した通信手順) のこと。急激にインターネットを利用する機器の増加した中国、インドなどアジア諸国における、深刻なIPv4 アドレスの不足に代わるものとして、それまで約 4.3×10^9 個しか無かったIPアドレスを約 3.4×10^{38} 個までサポートしている。IPv6 (Internet Protocol Version 6)
IT 新改革戦略	平成18年1月19日に、IT戦略本部において策定された新たな国家戦略。本戦略では、「構造改革による飛躍」、「利用者・生活者重視」、「国際貢献・国際競争力強化」の三つを基本理念とし、世界に先駆けて平成22年度にはITによる改革を完成し、我が国が、持続的発展が可能な、自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌することを宣言している。
IT 新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日に、「IT新改革戦略」に掲げられた目標達成のための取り組みを加速させることを目的にIT戦略本部において策定された。「効率性・生産性向上と新価値の創出」、「健全で安心できる社会の実現」、「創造的発展基盤の整備」を目標に掲げている。
IT 戦略本部	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」平成12年11月29日成立）に基づき、平成13年1月6日、内閣に設置された。
KIOSK 端末	利用者が端末内蔵カメラを利用して、KOSK端末から役所・各施設等の相談窓口へFace to Faceで相談を行えるほか、簡単な操作で、手軽にインターネットから情報を扱える公共端末のこと。
SNS	SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートする目的で、インターネット上に構築・運用するコミュニティ型サービスである。最近では、社内のコミュニケーションや情報の共有などに役立てるため、構築している企業も増えている。SNS (Social Networking Service)
u-Japan推進計画2006	「u-Japan政策」を推進するにあたり、各年度の実施計画となる「推進計画20xx」を策定しており、平成18年9月に2006年度の実施計画となる具体的な取り組みである「通信・放送の融合・連携の推進」、「成長力・競争力・ソフトパワーの強化」、「安心・安全なユビキタスネット社会の実現」が示された。
u-Japan 政策	これまでの「e-Japan 戦略」などではITによる改革だったのに対し、本政策ではICTによる改革としてユビキタスネット社会の実現を打ち出している。本政策では、「2010年までに世界最先端のICT国家」を掲げ、「ユビキタスネットワーク整備」、「ICT利活用的高度化」、「利用環境整備」を推進し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる社会を実現するとしている。